

生駒市教育委員会事務局組織規則(平成2年4月生駒市教育委員会規則第5号)新旧対照表

| 現行 | | | 改正案 | | |
|----------------------|-------|---|----------------------|-------|---|
| 別表(第3条関係) 2 生涯学習部 | | | 別表(第3条関係) 2 生涯学習部 | | |
| 課名 | 係名 | 事務分掌 | 課名 | 係名 | 事務分掌 |
| 生涯学習課 | 生涯学習係 | (1) 生涯学習の基本的な方針に関すること。 (2) 社会教育委員に関すること。 (3) 生涯学習の推進に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。 (4) 社会教育に係る人権教育の推進に関すること。 (5) 高齢者教育に関すること。 (6) その他生涯学習に関すること。 (7) 部及び課の庶務に関すること。 (8) 部内の他課の所管に属さないこと。 | 生涯学習課 | 生涯学習係 | (1) 生涯学習の基本的な方針に関すること。 (2) 社会教育委員に関すること。 (3) 生涯学習の推進に係る施策の企画、調整及び実施に関すること。 (4) 社会教育に係る人権教育の推進に関すること。 (5) 高齢者教育に関すること。 (6) その他生涯学習に関すること。 (7) 部及び課の庶務に関すること。 (8) 部内の他課の所管に属さないこと。 |
| | 文化振興係 | (1) 芸術及び文化の振興に関すること。 (2) 文化芸術団体の活動支援に関すること。 (3) <u>生涯学習推進連絡会に関すること。</u> (4) 文化財及び民俗資料の発掘、調査及び保護に関すること。 (5) 文化財保護審議会に関すること。 (6) 生駒ふるさとミュージアムの管理運営に関すること。 | | 文化振興係 | (1) 芸術及び文化の振興に関すること。 (2) 文化芸術団体の活動支援に関すること。 (3) 文化財及び民俗資料の発掘、調査及び保護に関すること。 (4) 文化財保護審議会に関すること。 (5) 生駒ふるさとミュージアムの管理運営に関すること。 |
| | 青少年係 | (1) 青少年健全育成に関すること。 (2) 青少年関係団体の活動支援に関すること。 (3) 家庭教育に関すること。 (4) その他青少年に関すること。 | | 青少年係 | (1) 青少年健全育成に関すること。 (2) 青少年関係団体の活動支援に関すること。 (3) 家庭教育に関すること。 (4) その他青少年に関すること。 |